

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

【改正趣旨】 三田市議会の現行の議員報酬の額を議長 623,000 円/月、副議長 538,000 円/月、議員 490,000 円/月をそれぞれ8%減額するため、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号、以下「条例」という。）を改正し、付則に特例措置に関する条項を置こうとするもの。

【改正背景】 低迷する経済情勢の下、三田市は、持続可能な柔軟性のある財政体質を構築するとして、職員給与削減を含む新行政改革プランを推進中である。

一方、議会に対しては「議員の働きが見えない」「行革で職員が給与削減をしているのに議員だけが痛みを伴っていない。」などの市民の批判的な声がある。地方分権がより深化する今後にあって、市民のこうした意見に応えるために議員定数を減らすことでは、地方分権時代に期待される議会の役割に逆行する。議員定数を削減するのではなく、議員報酬を削減することで議会として市民の理解を得ようとする。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第26号、以下「附属機関条例」という。）第2条

【改正内容】 ○条例第2条

(現行)		(改正後の特例措置による額)	
議長	623,000 円	議長	573,160 円
副議長	538,000 円	副議長	494,960 円
議員	490,000 円	議員	450,800 円

※ 議員報酬の額に関して条例第2条を直接改正することは、事前に附属機関条例に基づく三田市特別職報酬等審議会において調査審議することが必要であるので、現時点で不可能である。

そのため、付則に特例措置を置くことで、期限を平成23年4月から平成24年10月の間に限って議員報酬額を8%減額しようとするもの。

【施行期日】 平成23年4月1日

【提案日】 第310回定例会本会議（第4日）